

「接続料の算定に関する研究会」開催要綱（案）

1. 目的

電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、IP網が基軸となってきている。その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定に関する研究会」を開催する。

2. 名称

本研究会は、「接続料の算定に関する研究会」と称する。

3. 検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

- (1) 接続料の算定方法
- (2) NGNの優先パケットの扱い
- (3) NGNの県間伝送路のルール
- (4) コロケーションルール及びその代替措置
- (5) 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
- (6) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 本研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (1) 本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6. 開催日程

本研究会は、平成29年3月から開催し、同年夏頃までに取りまとめを行う。

7. 庶務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

(別紙)

「接続料の算定に関する研究会」構成員及びオブザーバー

(五十音順、敬称略)

【構成員】

相田 仁 (東京大学大学院工学系研究科教授)

池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授)

酒井 善則 (東京工業大学名誉教授・放送大学特任教授)

佐藤 治正 (甲南大学マネジメント創造学部教授)

関口 博正 (神奈川大学経営学部教授)

辻 正次 (大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会